

いじめ防止基本方針

1 いじめの問題への基本姿勢と組織

○ いじめの定義（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法—文部科学省」より）
いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本姿勢】

- (1) いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得ることを、全教職員が認識する。
- (2) 校長をトップとするいじめ問題対策チーム（以下対策チーム）を常設する。【第22条】
- (3) いじめの疑いがある言動や児童・保護者からの訴えに対して、対策チームを中心とした組織で判断・対応していくことを年度当初に全職員で共通理解する。
- (4) 警察や児童相談所などの関係機関や家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- (5) いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。
- (6) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (7) 定期的調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。

【組織（いじめ問題対策チーム）の構成員と役割】

〈構成員〉校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、いじめ対応アドバイザー
その他（校長が指名）

〈役割〉

- ①未然防止の推進と基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証…生徒指導主事
- ②教職員の共通理解と意識啓発…生徒指導主事、校長
- ③児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取…校長、生徒指導主事
- ④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約…養護教諭、生徒指導主事
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約…生徒指導主事、心・体力づくり部会
- ⑥発見されたいじめ事案への対応…生徒指導主事、教頭
- ⑦構成員の決定…校長
- ⑧重大事態への対応…校長・生徒指導主事【第23条】
（重大事態が起きた場合は、国が示したフローチャートに従い、教育委員会の判断に応じて対応する）

2 いじめの理解

(1) いじめをとらえる視点と留意点

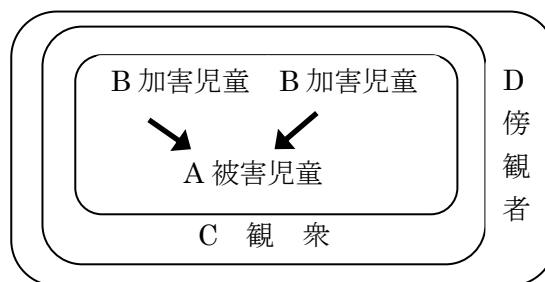
- ・いじめに当たるか否かの判断は、被害児童の立場に立つて行う。
- ・いじめられていても、本人が否定する場合が多々あるため、当該児童の様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・けんかは除くが、けんかに見える場合でもいじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 笑いに隠されるいじめ

- ・被害者が「笑っていた」、「楽しそうにしていた」からといって「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。
被害児童もいじめられていることを認めたくないため、笑ったりして「大丈夫だ」ということを周囲や自分自身に示そうとする。このことがいじめ行為を維持・悪化させたり、いじめの発見を難しくさせたりする。また、加害児童から「遊びだった」「相手も喜んでいた」という逃げ口上を生み、さらにいじめを早期に発見できなかった教職員自身の逃げ口上になりえる。

(3) いじめの四層構造 — 集団でのいじめの構造をとらえる

いじめは、単にAいじめをうけている「被害児童」とBいじめている「加害児童」だけで成立しているのではなく、C周りではやし立てる「観衆」とD暗黙の了解を与え、見て見ぬふりをする「傍観者」がいて成り立っている。「傍観者」のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



3 いじめの未然防止・早期発見

(1) いじめ未然防止 — 日頃から、問題行動の予防的指導に努める。

いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもとすべての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

未然防止のための取り組み

- ①すべての児童が授業に参加し、授業の場面で活躍できる「わかった」「できた」「なるほど」が実感できる授業づくりを進める。そうすることで、学習や学校生活が楽しくなり、明るい雰囲気づくりにつながっていく。
- ②学校の教育目標をもとにした学級目標を立て、児童とともに実現を目指す。全職員が学校教育目標をもとにすることで、共通した目標に向かってみんなで取り組んでいるという意識を強くし、児童の成長につなげていくようにする。
- ③「何がいじめか、なぜいけないのか」をどの学級でも必ず指導する。相手のことを考えて行動できるようになる子を増やすために、繰り返し指導していく。
- ④児童委員会や学級などを単位とし、玄関などで挨拶を交わす挨拶運動を行う。月1回行うことにより、多くの児童が「笑顔で」「自分から」「語先後礼」ができるようにする。
- ⑤かがやく河井っ子の木、一日のふり返り等の児童による肯定評価の場を作る。他人から認められる場を増やすことにより、自己有用感を高めることができる。
- ⑥特別活動や構成的エンカウンター等の関わり体験によって児童のつながりを深める。それらを通して安心して学校生活ができる雰囲気がつくられるようにする。
- ⑦児童を傷つけ、いじめを助長する教師の差別的な態度や言動には特に注意していく。感情に流されないようにし、常に教師は見られているという意識をもつ。
- ⑧学校だよりや生徒指導だよりで、積極的認知・いじめの未然防止への協力を呼びかける。いつでも学校は、一人一人を見守っているということを伝えるようにしていく。
- ⑨学年の縦割り班を組織し、清掃活動をはじめ様々な活動を通し、年間を通して上級生と下級生が助け合って作業する。上級生がしっかりした姿を見せることで、それに対する憧れをもつようにし、自分が上級生になったときの行動の手本になるようにする。
- ⑩学校のきまりを守ることが、安全で安心な学校生活につながることを伝える。(4月・9月・1月)緊急性があると感じた場合には、臨時の集会を開き、児童に伝えるようにする。学校のきまりをしっかり守らせることで、社会でのきまりを守ることに繋げる。
- ⑪児童会による「いじめ」についての取組を行う(4月、10月)。取組の結果は、掲示をしたり放送したりして、全校児童が何度も触れられるようにする。それらの取組から、相手の立場に立った考えができる子を増やしていく。
- ⑫担任と児童全員との個別面談を行う(QUテスト後 6月・10月)。そうすることで、普段の児

児童観察とQ Uテストとのずれがないかを確認し、児童理解につなげていく。

- ⑬校外講師による人権講話や人権教室を開催し、児童の人権感覚を磨く（1 2月）。外部の人からも、普段から学校で指導していることの延長線上の話が聞かれるので、改めてしてはいけないことや言っていないことなどへの意識を強めることができる。
- ⑭保護者と高学年児童を対象に非行被害防止講座を開催し、携帯電話やインターネットを介したいじめの事例をもとに、いじめの問題に対する理解を深める。特に、インターネットにつながる通信機器の恐ろしさについての理解を深め、急増しているネットいじめの解消につなげていく。

（2）いじめ早期発見 — 日頃から、いじめの早期発見に努める。

- ・児童の些細な兆候であっても、気づいた情報を確実に共有する。
- ・いじめを軽視したり隠したりすることなく積極的にいじめを認知し、早い段階から組織として関わりを持って、解消するように努める。
- ・気になる発言・行動は5W 1Hを記録に残す。

【いじめられている児童が学校で出すサインの例】

- 沈んだ表情や態度が目立つ
- 遅刻・早退・欠席が増える
- 正しい答えを冷やかされる
- 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
- 係の選出で、冷やかして推薦される
- 休み時間に一人である
- 用がないのに職員室へよく来る
- 委員等を止めたいと申し出る
- 忘れ物が増える
- 体調不良を訴える
- ひどいあだ名で呼ばれる
- 靴隠しなどのいたづらをされる
- トイレなどに落書きされる
- アンケートに訴えている
- 配膳やノートの配達をいやがられる
- 日記や作品等に気持ちが表れる

【いじている児童が学校で出すサインの例】

- 本人の許可なく文房具を勝手に使っている
- ある児童が指名されると目配りし嘲笑する
- 平気で暴力をふるう
- 好きな給食のデザートなどを何かと理由をつけ自分のものにする
- 自分の用事につきあわせる
- 配布物などをわざと配らなかったり落としたりする
- 悪口などいじめにつながるメモを書いた紙を回す
- 少しの失敗でも強い口調で非難する

早期発見のための5つの取り組み【第16条】

- ①上記の観点に基づき、児童の変化を見取り、いじめの疑いがあるような行為や児童からの訴えがあった場合、担任だけで判断せず迅速に管理職と生徒指導主事に報告する。
- ②対策チームが「組織」で対応すべき事案かどうか判断し、解消までの責任を持つ。
- ③なかよしアンケートで分かった案件についても迅速に情報をつかみ、「組織」で対応する。
- ④河井っ子シートで気になる児童についても、いじめの疑いがないか点検する。
- ⑤保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子がないかを把握する。

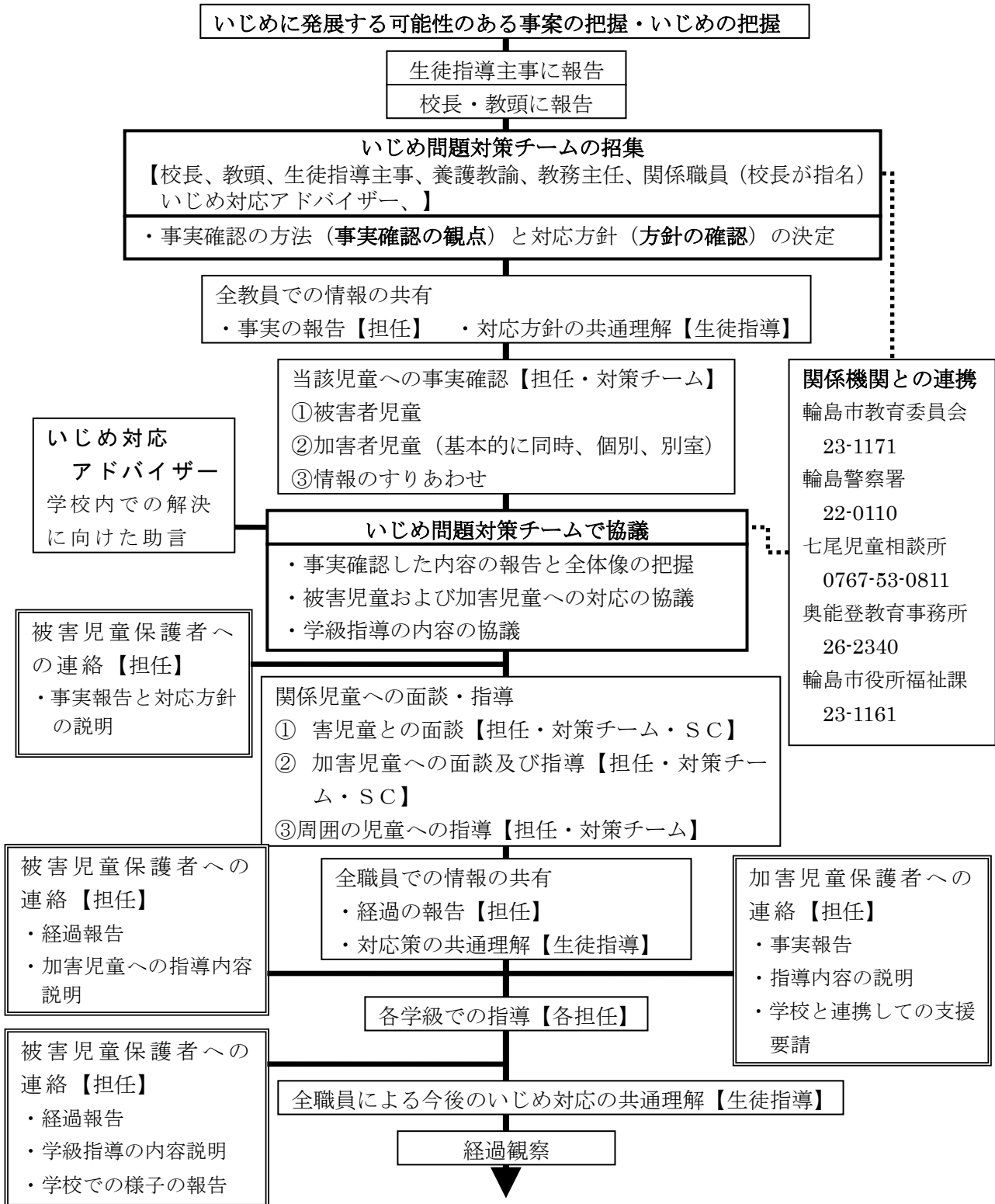
年間計画

定期的な取り組み … 毎日の帰りの会、毎月の河井っ子シート・児童アンケート、いじめ問題対策チームの開催、日常的な職員間の情報交換

- 4月 学校目標といじめ防止基本方針の確認、学級目標の決定、いじめ防止の指導、学校と学級のきまりの指導、あいさつ運動、児童会の取り組み、かがやく河井っ子の木
- 5月 児童アンケート、あいさつ運動
- 6月 Q U、個別面談、保護者アンケート、児童理解研修会
- 7月 児童アンケート、1学期のふり返り、夏期の遊びときまりの指導、
- 8月 いじめ防止研修会
- 9月 目標と方針の再確認、学校と学級のきまりの指導、あいさつ運動、児童アンケート
- 10月 Q U、個別面談、児童理解研修会、保護者アンケート、かがやく河井っ子の木
- 11月 児童アンケート、いじめ防止標語、冬期の遊びときまりの指導
- 12月 人権講話、2学期のふり返り
- 1月 目標と方針の再確認、学校と学級のきまりの指導、あいさつ運動、児童アンケート
- 2月 保護者アンケート、かがやく河井っ子の木、非行被害防止講座
- 3月 児童アンケート、児童理解研修会、春期の遊びときまりの指導

4 いじめの対応

(1) いじめ問題に対する校内体制【第23条】



※関係児童への面談の記録を残す。【担任、及び面談担当者】

※対策チームの協議内容、事案への対応の記録を残す。【生徒指導主事】

通常考えられるいじめは「対策チーム」が対応する。しかし、必要な指導を行っているにもかかわらず、効果を上げることが困難と考えられる場合や犯罪行為と取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会に連絡し、警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに、警察署に通報し、援助を求める。なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合は、教育委員会からの指示に従って対応する。

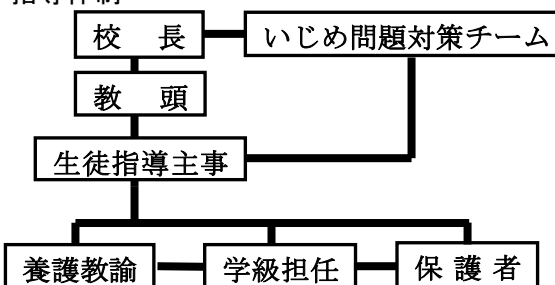
事実確認の観点

- ①被害の態様（暴力、ことば等）
- ②被害の状況（時、場所、人数等動きを図で視覚化して記録する。）
- ③集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害児童の実態（特徴等）
- ⑥加害児童の実態（特徴等）
- ⑦保護者、他教師等の把握状況
- ⑧他の問題との関連

方針の確認

- ① 人権侵害であるとの認識を持つ
- ② 被害児童の「痛み」を共感する
- ③ けんか両成敗的指導を厳禁する
- ④ 心理的事実をも含めて傾聴する
- ⑤ いじめの背景にも目を向ける
- ⑥ 集団全体を見据えて指導する
- ⑦ 指導体制を整えて取り組む
- ⑧ 対処療法に終わらせない

指導体制



(2) 児童への援助と指導、保護者への対応

①いじめられている児童への援助

a. つらさや悔しさを十分受け止める

－いじめの事実関係を正しく把握するために、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

b. 具体的援助法を示し、安心させる

－いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示す。
－行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

c. 良い点を認め励まし自信を与える

－児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

d. 人間関係の確立・拡大をめざす

－いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

e. 自己理解を深め、改善点を克服する

②いじめられている児童の保護者への対応

a. 訴えを傾聴する

－いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

b. 具体的援助法を示す

－家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校

<p>として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。</p>
<p>c. 解決するまで継続的に保護者と連携を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> －学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行う。 －家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。 －必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

③いじめている児童への指導

<p>a. 事実関係、背景・理由等を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> －当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析する。
<p>b. 不満感・不安感の訴えを十分聴く</p>
<p>c. いじめられる者のつらさに気づかせる</p> <ul style="list-style-type: none"> －いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
<p>d. 課題を解決するための援助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> －いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。 －いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。 －十分な指導にもかかわらず、なおいじめが継続している場合は、いじめられている児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった児童には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。
<p>e. 役割体験を通して所属感を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> －いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。

④いじめている児童の保護者への対応

<p>a. いじめの事実を正確に伝える</p>
<p>b. 具体的方法を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> －いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。 －児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
<p>c. 解決するまで継続的に保護者と連携を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> －学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

携帯電話に限らず音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANでインターネットにつながる電子情報端末機器、及びそのアプリケーションソフトが急速に普及している。このような機器の利用について大人の理解不足から対応が遅れることがあるため、教職員や保護者がその仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。

(1) 「ネットいじめ」の特徴

- ・匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われ、誰もが簡単に加害者にも被害者にもなる。
- ・ネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にでき、悪用されやすい。また回収することが困難となり、個人特定される危険性もある。
- ・保護者や教職員といった身近な大人でも、児童のネットの利用状況を把握することが難しい。
- ・パスワード付きのサイトでは、ネットいじめの有無も含め、より実態を把握することが難しい。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・情報端末機器の利用状況を把握し、児童の発達段階実態に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解し、保護者にも理解を求めていくよう努める。
- ・情報端末機器の利用についての親子のルールづくり、児童同士のルールづくりを進める。
- ・「ネットいじめ防止講座」実施し、保護者への啓発の推進に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境をつくる。またインターネット上の問題に関する相談受付など、関係機関の取組についても周知する。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応については、より速やかで適切な対応が求められるため、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・被害児童、及び加害児童の双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにすることや、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・不適切な書き込みやプライバシーを侵害するような書き込みについては、いったん保存した上で速やかに削除をする措置をとる。必要に応じてプロバイダ・警察・地方法務局の協力を求める。

(4) インターネットを使うことのリスク

- ・インターネットのリスクとして、「ネット被害」「ネット依存」「誘い出し」「SNSでのトラブル」があり、大きく分けて4つの被害が考えられる。その恐ろしさは、必ず児童に伝える機会をもつ。
- ・そのトラブルを防ぐために、5つのことを家庭に知らせる機会を設けるようにする。

①なるべく大人のそばで、インターネットを使うようにする。

②子どもの利用状況を把握しておく。

③「してよいこと」「してはいけないこと」の約束を決める。

④「インターネット」を使う時間を決める。

⑤成長にあったフィルタリングの設定をする。

6 いじめ防止及び対応の検証と見直し

- ①学期末にいじめ防止・対応についての児童アンケートをとり、実態を把握するとともに改善を図る。
- ②保護者・職員については学校評価アンケートにいじめ防止等の項目を挙げ、問題点を検証する。
- ③年度末と年度当初の児童理解研修会で児童の実態を共通理解し、次年度への引きつぎを円滑に行えるようにする。